

滑川市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 滑川市は、滑川市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、富山県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）から滑川市に移住した者が、移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。

2 移住支援金の交付については、富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等に特別の定めのある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 単身の申請 60万円
- (2) 2人以上の世帯の申請 100万円

(対象者)

第3条 前条第1号の移住支援金は、次の各号に掲げる要件のうち第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号に該当する申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のア、イ及びウに掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 滑川市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏内の条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤（以下単に「通勤」という。）していたこと。

(イ) 滑川市に住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏内の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区に通勤していた

こと。ただし、東京 23 区への通勤の期間は、住民票を異動する日の 3 月前までの日を当該 1 年の起算点とすることができる。

(ウ) (ア) 及び (イ) の規定に関わらず、東京圏内の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 平成 31 年 4 月 1 日以降に滑川市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後 3 月以上 1 年以下の間であること。

(ウ) 滑川市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他富山県又は滑川市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業等に関する要件として、次のア、イ又はウに掲げる要件の全てに該当すること。

ア 一般の場合

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、富山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に基づき就業した法人（富山県が移住支援金の対象とする個人事業主及び法人格を有しない団体を含む。以下同じ。）であること。

(ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 月以上在職していること。

(オ) 当該法人に係る求人が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降の応募であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者の場合

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

(ウ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークの場合

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(3) 起業に関する要件として、申請日前1年以内に富山県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前条第2号の移住支援金は、前項に掲げる要件に該当し、かつ次に掲げる要件の全てに該当する申請者を対象とする。

(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

(4) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、申請時において転入後3月以上1年以下の間であること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)、本人確認書類並びに移住元での住所地及び在住期間を確認できる書類に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

- ・開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)
- ・個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

(3) 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

- ・卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(4) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

- ・移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所地を確認できる書類)

(5) 移住支援金(就業の場合)申請者のみ提出が必要な書類

- ・就業先企業等の就業証明書(様式第2号の1)

(6) 移住支援金(テレワークの場合)申請者のみが必要な書類

- ・所属先企業等の就業証明書(テレワーク)(様式第2号の2)

(7) 移住支援金(起業の場合)申請者のみ提出が必要な書類

- ・起業支援金の交付決定通知書

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付を行わないこととした場合も、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第6条 市長は、交付決定を行った申請者に対し、申請から3月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第7条 富山県及び滑川市は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第8条 市長は、滑川市から移住支援金の交付を受けた者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の返還を請求し、債権回収を行うものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして富山県及び滑川市が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満の間に富山県外に転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以下の間に富山県外に転出した場合

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、富山県と滑川市が協議して定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年1月17日）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年1月17日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の滑川市移住支援金交付要綱第3条の規定は、この告示の施行の日以後に滑川市に転入した者について適用し、同日前に滑川市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月24日）

この告示は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和3年2月22日）

この告示は、令和3年2月22日から施行する。